

平成28年12月定例会「意見書案」目次

通し番号	件名	趣旨弁明者	賛成者
意見書 第14号	紀伊山地における国直轄の大規模土砂災害対策の 着実な推進を求める意見書	(自由民主党) 国中 憲治 <33>	(自民党絆) 川口 延良 <5>
			(公明党) 岡 史朗 <15>
意見書 第15号	ロタウイルスワクチンの公費による定期接種化を 求める意見書	(日本共産党) 小林 照代 <17>	(自民党奈良) 西川 均 <16>
			(民進党) 田尻 匠 <24>
意見書 第16号	子ども医療費助成制度の充実を求める意見書	(創生奈良) 山本 進章 <32>	(日本維新の会) 佐藤 光紀 <8>
			(日本共産党) 太田 敦 <29>
意見書 第17号	地方消費税の清算基準の見直しを求める意見書	(民進党) 猪奥 美里 <3>	(自由民主党) 田中 惟允 <11>
			(創生奈良) 和田 恵治 <31>
意見書 第18号	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための 地方財政措置を求める意見書	(公明党) 山中 益敏 <4>	(自民党絆) 松本 宗弘 <6>
			(日本維新の会) 中川 崇 <7>

意見書第十四号

紀伊山地における国直轄の大規模土砂災害対策の着実な推進を求める意見書（案）

未曾有の大災害をもたらした紀伊半島大水害から五年を経過し、被災地においては、復旧・復興から、さらなる振興に向け、地域が一丸となって取り組んでいる。

しかしながら、熊野川をはじめとする紀伊半島の河川では、崩壊した山腹斜面等から、おびただしい量の土砂が流出し続けており、河川内に堆く積もった土砂は、地域住民が安全に、安心して、毎日を暮らす上で、著しい脅威となっている。

国において、平成二十四年から五年間の計画で特定緊急砂防事業に取り組んだ結果、「深層崩壊」による天然ダムが台風等の豪雨時に決壊し、巨大な土石流が流域を襲うといった悲劇的な大惨事から免れつつあるが、奈良県、和歌山県、三重県の三県には、紀伊半島大水害の爪痕である約三千箇所にも上る崩壊地が残っており、土砂の流出抑制に向け、高度な専門的知見と技術力を活かし、新たな抜本的対策の展開を図ることは、国としての重大な責務である。

このため、平成二十九年度から、五年間の実績を有する紀伊山地砂防事務所において、新たな大規模土砂災害対策事業に着手することを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十六日

意見書第十五号

ロタウイルスワクチンの公費による定期接種化を求める意見書（案）

ロタウイルス感染症は、乳幼児の胃腸炎としては最も多く発症する感染症の一つです。感染力の強いウイルスによるもので、発症すれば激しい下痢や嘔吐、発熱を伴い、重症化しやすいとされています。

現在は、公費で接種できる予防接種法の対象とはされておらず、公的支援のない任意接種とされています。予防接種を受ける場合には、一回あたり八千円から一万円の負担がかかり、二回もしくは三回の接種が必要です。必要性を感じても経済的負担を考えると接種をためらうことも多いのが実態です。

世界的には、ロタウイルスワクチンにより重症例が大きく減少され医療費の削減にも結びついています。わが国においても、子どもをロタウイルス感染から守り、医療費の軽減をすすめるためにも、早急に予防接種法の定期接種の対象とし、公費負担とするよう求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十六日

子ども医療費助成制度の充実を求める意見書（案）

少子化や子どもの貧困化が深刻化するなかで、若い世代が経済的な心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。なかでも子どもの医療費は、子育て世代にとって負担が大きく、その軽減は急務です。親の経済状況に左右されることなく未来を担うすべての子どもたちが必要な医療を受けられることが重要です。

医療保険制度における子どもの自己負担割合はゼロ歳から就学前までが二割、就学時から三割ですが、現在、すべての都道府県が域内の市町村に補助を行い、多くの市町村がそれに上乗せして子どもの医療費を助成しています。しかし、厳しい財政状況のもと、地方単独事業であることから、助成の対象年齢や自己負担額などについて、大きな自治体間格差が生じています。

また、いまだに医療費助成を償還払いとしている自治体が少なくありません。償還払いは患者がいったん窓口で医療費を負担しなければならず、受診抑制を招きかねないという問題があります。にもかかわらず、自治体が窓口負担のない現物給付に踏み切れないのは、窓口負担をなくすと医療費がかさむ等を理由に、国が国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を行っているからです。

国は、地方の少子化問題に取り組むとして、各自治体に地方

版の「人口ビジョン」や「総合戦略」の策定を求めており、自治体にこのようなペナルティーを科すことは、その政策推進を阻害する要因となります。

よって、国におかれては、子ども・子育て支援および子どもの貧困化防止の観点から、次の事項について早急に対応されるよう強く要望いたします。

- 一 国の責任において、すべての子どもを対象に、中学校卒業まで窓口負担のない現物給付方式による全国一律の制度を創設すること。
- 二 新たな制度創設までの間においても、現物給付方式を理由にした国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十六日

奈良県議会

地方消費税の清算基準の見直しを求める意見書（案）

商品の販売やサービスの提供に対して課される消費税について、現在の税率八%のうち、一・七%は地方消費税として地方の税収となる。なお、平成二十六年四月に税率が八%に引き上げられた際、その税率引き上げ分については、年金、医療および介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費やその他社会保障施策に要する経費に充てることとされた。

この地方消費税は、いったん各都道府県に払い込まれた税収を最終消費地に帰属させるために、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて税収を清算している。

その清算をするための基準として、「小売年間販売額」、「サービス業対個人事業収入額」、「人口」および「従業者数」の各都道府県の割合が使われており、そのうち、「小売年間販売額」については商業統計、「サービス業対個人事業収入額」については経済センサス活動調査といった統計が用いられている。

しかし、商業統計や経済センサス活動調査は供給サイドの統計であり、供給地や事業所の所在地での計上となるため、これらの統計を使用している現行の清算基準では、地方消費税収が的確に最終消費地に帰属する仕組みとはなっていない。また、

これらの統計については調査設計の大幅変更が行われるなど、統計データの更新、使用に当たって十分な精査が必要となつて
いる。

かねてから奈良県は地方消費税の清算基準の見直しを訴え続けており、平成二十七年度税制改正において「人口」の比率が八分の一から八分の一・二に引き上げられたが、「小売年間販売額」と「サービス業対個人事業収入額」の比率八分の六と比較すると、依然として「人口」の割合が小さく、過度に統計に依存しており、改善が十分でない。

よつて、国においては、地方消費税の税率引き上げ分が社会保障財源に充てられることも鑑みて、地方消費税の清算基準について、「人口」の比率を抜本的に高めることをはじめとして、最終消費地を反映した基準になるよう見直すことを求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十六日

奈良県議会

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政
措置を求める意見書（案）

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来ました。しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の一〇％への引き上げが、平成三十一年十月まで再延期されることになりました。

他方で、二〇一二年には約千五百万人だった七十五歳以上の高齢者数は、二〇一五年には約千七百万人、そして二〇二五年には約二千二百万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策を確実に進めることが必要です。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、二〇一五年の人口減少が約二十七万人と過去最大となりました。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしであります。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、特にGDPと雇用の約七割を占める「地域経済圏」の活性化が求められています。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の六次産業化や、魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地

域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考えます。

そこで政府においては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、次の事項について要望します。

一 消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実策の実施に、支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

二 人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総活躍プラン」関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

三 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することが出来るよう、一兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。

四 地方自治体が提供する社会保障の充実策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十六日

奈良県議会